

新システムへの移行に伴う投資信託取引に関するお知らせ

平素より、神奈川銀行をご利用くださりまして誠にありがとうございます。

このたび当行は、2023年11月7日（火）より、お客さまの利便性向上のため投資信託のお取引に関するシステムを新システムへ移行いたします。システムの移行にともない下記のとおりになりますのでお知らせいたします。

なお、本件につきましてお客さまのお手続きは必要ございません。

新システムへの移行にともない、お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. システム移行にともなうお取引の制限について

以下の期間中は投資信託のお取引を制限いたします。

- (1) 証券口座開設、投資信託の買付、解約、変更、相続などその他全ての投資信託に関する取引の停止

～10/17（火）	10/18（水）～11/6（月）	11/7（火）～
お取引できます	<u>お取引できません</u> 1、2	お取引できます

1 特段の事情がある場合は窓口にご相談ください。

2 当該期間中であっても、すでに申込みされている積立投資信託は成約がされます。

- (2) 証券口座およびNISA口座の廃止手続きの停止

～9/29（金）	10/2（月）～11/6（月）	11/7（火）～
お取引できます	お取引できません	お取引できます

2. 投資信託の分配金・償還金のお知らせについて

投資信託の「ご案内書」（分配金・償還金についてのご案内文書）は、2023年10月分をもって廃止いたします。今後は、「取引残高報告書」（3ヶ月毎に発行）をご確認ください。

3. 投資信託の同一ファンドを、複数の預り区分で保有しているお客さまへ

同一の投資信託商品を特定口座（課税口座）とNISA口座（非課税口座）にて保有している際の個別元本の計算方法を変更します。

現行	システム移行後
特定口座とNISA口座各々で個別元本を計算	特定口座保有分とNISA口座保有分を加重平均して個別元本を計算

新システムへの移行後、特定口座において分配金が元本払戻金（特別分配金）から普通分配金、または普通分配金から元本払戻金（特別分配金）へ変更となることがあります。

【個別元本計算例】

< ケース 1 >

現行			システム移行後		
預り区分	口数	個別元本	預り区分	口数	個別元本
特定口座	500,000 口	10,000 円	特定口座	500,000 口	8,000 円 (1)
NISA 口座	1,000,000 口	7,000 円	NISA 口座	1,000,000 口	

$$1 (500,000 \text{ 口} \times 10,000 \text{ 円} + 1,000,000 \text{ 口} \times 7,000 \text{ 円}) \\ \div (500,000 \text{ 口} + 1,000,000 \text{ 口}) = 8,000 \text{ 円}$$

< ケース 2 >

現行			システム移行後		
預り区分	口数	個別元本	預り区分	口数	個別元本
特定口座	500,000 口	7,000 円	特定口座	500,000 口	9,000 円 (2)
NISA 口座	1,000,000 口	10,000 円	NISA 口座	1,000,000 口	

$$2 (500,000 \text{ 口} \times 7,000 \text{ 円} + 1,000,000 \text{ 口} \times 10,000 \text{ 円}) \\ \div (500,000 \text{ 口} + 1,000,000 \text{ 口}) = 9,000 \text{ 円}$$

決算日の基準価格が8,500円であった場合の特定口座の課税関係

< ケース 1 > 現行では個別元本が10,000円と計算されるため、配当金は元本払戻金（特別分配金）になりますが、新システム移行後では個別元本は8,000円と計算されるため普通分配金となり、課税対象となります。

< ケース 2 > 現行では個別元本が 7,000 円と計算されるため、配当金は普通分配金として課税対象でしたが、新システムでは個別元本は 9,000 円と計算されるため元本払戻金(特別分配金)になります。

同じ投資信託の商品を特定口座内で保有もしくは、NISA 口座内で保有している場合は、現行においても複数購入した残高から加重平均し個別元本計算を行っているため、新システム移行後も変わりません。

4 . 積立投資信託のご契約をいただいているお客さまへ

現行では、引落日をご指定いただいておりますが、新システムでは買付申込日を基準とする仕組みに変更となります。

現在ご指定いただいている「購入代金の振替指定日」(引落日)に、2 日間を加算した日が「契約上の買付申込日」となります。

「振替日」については、「契約上の買付申込日」の 2 日前となり、多くのケースでは変わりませんが、休日の関係などで現行とは異なることがあります。

現行		➔	システム移行後	
購入代金の振替指定日	毎月 7 日		契約上の買付申込日	毎月 9 日
	毎月 17 日	毎月 19 日		
	毎月 27 日	毎月 29 日		

【 現在、毎月 7 日振替指定日のお客さまの場合例 】

< ケース 1 > 振替日・買付申込日ともに銀行営業日の場合

	6 日(月)	7 日(火)	8 日(水)	9 日(木)	10 日(金)	11 日(土)
現行		振替指定日		買付申込日		
移行後		振替日		買付申込日		

< ケース 2 > 買付申込日が銀行休業日の場合

	6 日(木)	7 日(金)	8 日(土)	9 日(日)	10 日(月)	11 日(火)
現行		振替指定日	銀行休業日	銀行休業日		買付申込日
移行後	振替日		銀行休業日	銀行休業日	買付申込日	

< ケース 3 > 買付申込日の前に国内の祝日がある場合

	6日(月)	7日(火)	8日(水)	9日(木)	10日(金)	11日(土)
現行		振替指定日	祝日		買付申込日	
移行後	振替日		祝日	買付申込日		

< ケース 4 > 買付申込日が海外休場日の場合

	6日(月)	7日(火)	8日(水)	9日(木)	10日(金)	11日(土)
現行		振替指定日		海外休場日	買付申込日	
移行後			振替日	海外休場日	買付申込日	

5 . お問い合わせ先窓口

システム移行についてご不明な点等がございましたら、お取引店にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

以上